

令和2年度「青少年の非行・被害防止道民総ぐるみ運動強調月間」実施要綱

1 趣旨

今日、少子高齢化が急速に進行する中で、情報化、国際化、消費社会化等が進み、家庭、学校、職場、地域、情報・消費の場など青少年を取り巻く環境にも大きな影響を及ぼしている。

青少年をめぐっては、犯罪や非行を行い検挙・補導される少年は減少傾向にあるものの、昨年は道内において1,005人も少年が刑法犯で検挙・補導されたほか、大麻等の薬物事犯で検挙される少年が増加傾向となっている。

また、近年スマートフォンやSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）を始めとする新たな機器・サービスが急速に浸透し、青少年を取り巻くインターネット利用環境が一層多様化する中で、SNS利用に起因する児童買春や児童ポルノの被害児童が増加傾向にあるなど、青少年の非行及び被害の両面において予断を許さない状況となっている。

次代を担う青少年の育成は、道民全体に課せられた責務であり、令和2年3月に道が策定した「第2次北海道青少年健全育成基本計画」（どさんこユースプラン）に掲げられた関連施策を着実に推進するとともに、北海道、北海道教育委員会、北海道警察、関係機関・団体等が、それぞれの役割及び責任を果たしつつ、相互に協力しながら、地域が一体となった青少年の非行防止等のための取組を進めることが必要である。

このため、7月を「青少年の非行・被害防止道民総ぐるみ運動強調月間」（以下「月間」という。）とし、青少年の非行防止等について、道民が理解を深め、さらに関係機関・団体と地域住民等とが相互に協力・連携して、青少年の規範意識の醸成及び有害環境への適切な対応等における広報啓発活動などの取組を集中的に実施する。

なお、取組に当たっては、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対策方針」（令和2年3月28日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）に基づき、まん延防止に努めるとともに、地域の実情に応じた効果的な活動を行うこととする。

2 期間

令和2年7月1日（水）から31日（金）までの1か月間

3 主催

北海道、北海道教育委員会、北海道警察

4 協力

北海道小学校長会、北海道中学校長会、北海道高等学校長協会、北海道特別支援学校長会、（公財）北海道青少年育成協会、北海道PTA連合会、北海道高等学校PTA連合会、札幌市PTA協議会、北海道女性団体連絡協議会、（一社）北海道子ども会育成連合会、（公財）北海道暴力追放センター、（公財）北海道防犯協会連合会、北海道少年補導員連絡協議会、北海道薬物乱用防止指導員連合協議会、（社福）北海道社会福祉協議会、（公財）北海道民生委員児童委員連盟、“社会を明るくする運動”北海道推進委員会

5 最重点課題

SNS利用に係る子供の性被害等の防止

6 重点課題

- (1) 有害環境への適切な対応
- (2) 薬物乱用対策の推進
- (3) 不良行為及び初発型非行（犯罪）等の防止
- (4) 再非行（犯罪）の防止
- (5) いじめ・暴力行為等の問題行動への対応
- (6) 社会を明るくする運動の推進
- (7) 「道民家庭の日」の普及

7 主な実施事項

(1) SNS利用に係る子供の性被害等の防止（最重点課題）

近年、児童買春、児童ポルノを始めとする子供の性被害が後を絶たず、特にインターネットを利用した子供の性被害については、道民の関心も高くなっており、「自画撮り被害」と呼ばれる児童ポルノ被害の増加が社会問題となっているほか、全国的にSNS利用に起因する児童の誘拐事件も多発している。

このような被害の現状に鑑み、SNS利用に起因する被害の防止等を大きな柱とする「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画」（第4次）（平成30年7月27日子ども・若者育成支援推進本部決定）に定められた、子供の低年齢期からの保護者・家庭への支援やフィルタリングの更なる利用促進を図るほか、児童の誘拐、児童買春、児童ポルノなどのSNS利用に起因する事犯の取締りを強化するとともに、青少年や保護者等に対し、「ネットでしか知らない人と会わない」等、安心・安全なインターネットの適切な利用に関する教育・啓発などの取組を推進する。

合わせて、民間団体・事業者による青少年有害情報の自主的な削除、サイバーパトロール等の取組を支援する。

また、「子供の性被害防止プラン」（児童の性的搾取等に係る対策の基本計画）（平成29年4月18日犯罪対策閣僚会議決定）に基づき、児童ポルノ被害等の未然防止、被害児童の保護・支援等のインターネット上の子供の性被害防止に向けた取組を推進する。

(2) 有害環境への適切な対応

「JKビジネス」等に係る被害を受けることがないように、学校や関係機関を通じて児童やその保護者を始めとする社会全体に対して、被害事例や相談窓口、被害に遭わないための対処法等について積極的な広報啓発を行うほか、風俗営業所、飲食店等に対し、青少年の福祉を害する違法行為がなされないよう、関係法令の周知徹底を図るなど必要な働きかけを行う。

また、図書やDVD等の販売店・レンタル店等の事業者に対して、有害図書類の区分陳列、店員が容易に監視できる場所への配置、青少年へ販売・貸付け等しないこと等、北海道青少年健全育成条例に基づく対策の徹底を指導するとともに、その状況の調査・点検を実施するほか、インターネットカフェ、マンガ喫茶、カラオケボックス等の事業者に対して青少年の深夜の立入制限の措置を要請する。

このほか、酒類・たばこの販売窓口における年齢確認の徹底を図るなど、酒類・たばこの20歳未満の者に対する販売等の防止に向けた取組を推進する。

(3) 薬物乱用対策の推進

「第五次薬物乱用防止五か年戦略」（平成30年8月3日薬物乱用対策推進会議決定）に基づき、学校における薬物乱用防止教育の充実のほか、街頭キャンペーンやイベントの開催など、あらゆる機会を捉え、家庭や地域社会、関係機関等が一体となり、薬物乱用の防止に関する指導の充実を図る。

特に、近年、青少年による大麻事犯や検挙人員が増加しており、青少年への広がり懸念されることから、青少年、保護者及び地域の指導者等に対して、大麻、覚醒剤、危険ドラッグ等の危険性や有害性に関する正しい知識の普及を積極的に推進する。

さらに、警察等による繁華街や駅前における街頭補導活動等により、薬物乱用青少年の早期発見に努めるとともに、関係機関・団体等によるカウンセリングや相談を強化し、治療・社会復帰の支援やその家族への支援等に努めるなど、再乱用防止対策の充実強化を図る。

(4) 不良行為及び初発型非行（犯罪）等の防止

少年が非行に陥ったり、犯罪の被害に遭うことのないよう、少年やその家族に対する相談・支援活動等の強化を図る。

また、警察、青少年センター等の関係機関や、地域住民、民間ボランティア等が連携して、地域の実情に応じた組織的かつ計画的な補導活動等を展開し、飲酒・喫煙や深夜徘徊などの不良行為を

行っている少年の早期発見に努め、的確な助言及び指導等を行う。

少年の被害も存在するストーカー事案については、被害者にも加害者にもならないよう、警察、教育機関等の関係機関が連携して、防犯教室等様々な機会を捉え、ストーカー行為等の被害の実態、具体的事例、予防・対応方法及び被害に遭った際の相談窓口等について積極的な広報啓発及び教育啓発を推進する。

さらに、万引きや自転車盗等が犯罪であり、絶対に行ってはならないことであるとの規範意識を少年に身に付けさせるため、学校における非行防止教室の開催などの取組を推進するとともに、事業者に対して、商品陳列棚の配置改善による店舗内の視認性の向上、店員による巡回強化、駐輪場内の監視強化等を要請することにより、少年の初発型非行を未然に防止する環境づくりを進める。

また、近年、中学生・高校生を含む少年が、遊興費欲しさに安易な考えから現金を受け取る役割の「受け子」等としてオレオレ詐欺を始めとする特殊詐欺に加担している現状に鑑み、非行防止教室の開催などにとどまらず、少年を犯行に誘い込む手口等について積極的な情報発信や特殊詐欺で検挙した少年と不良交友関係にある少年への注意喚起に努めるなど、少年を特殊詐欺に加担させない取組を推進する。

(5) 再非行（犯罪）の防止

少年が非行を繰り返さないようにするため、平成28年12月7日に成立し、同年12月14日に公布、施行された「再犯の防止等の推進に関する法律」（平成28年法律第104号）や同法律による「再犯防止推進計画（平成29年12月15日閣議決定）」等に基づき、再非行の防止に関する施策の重要性について、国民の理解を深め、その協力を得られるよう広報啓発を推進する。

少年一人一人の問題状況に応じて、学校、警察、児童相談所、保護観察所等の関係機関が支援のためのサポートチームを形成するほか、複数の支援ニーズを持つ一人の少年を、その成長に応じて包括的に支える体制づくりなどの取組を一層推進する。

地域における相談機関相互の連携を強化し、青少年や保護者・家庭からの相談に対し、よりの確に対応する。

特に、民間ボランティア団体、職業安定機関、更生保護関係機関、矯正施設及び警察等関係機関・団体が連携し、健全な社会の一員として定着するまでの一貫した就労支援・就学支援を一層推進する。

(6) いじめ・暴力行為等の問題行動への対応

いじめ・暴力行為等の問題行動の被害に遭っている少年が、一人で悩み・苦しむことのないよう、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールサポーターなどによる支援の活用を図るとともに、北海道教育委員会が設置している「子ども相談支援センター」の無料の教育相談電話（0120-3882-56 [24時間]）や、SNSを活用した相談「高校生のためのどさん子ほっとLINE（7月22日～8月31日、対象：公立高校生）」、「24時間子供SOSダイヤル」、「子どもの人権110番」、児童相談所全国共通ダイヤル「189」、「ヤングテレホンコーナー」等の様々なSOSの受け止めに係る相談窓口における対応の充実とその周知を図る。

また、様々な大人が関わり子供を見守る体制を構築するため、学校と警察を始めとする関係機関等との連携を強化するとともに、各学校等においても、児童生徒が自分や友人の安全に関する不安や懸念があったら、ちゅうちょすることなく、周囲の信頼できる大人に相談できるよう、様々なSOSの受け止めに係る相談窓口の校内における周知やPTA等との連携を進める。

このほか、学校非公式サイト、プロフサイト、SNS等における誹謗中傷の書き込み等「インターネット上のいじめ」も含め、いじめ・暴力行為等の問題行動の早期把握や解明に努め、問題行動を起こした少年に対しては、その特性に応じた適切な処遇・指導監督を推進するとともに、学校や関係機関からなるサポートチーム等の支援システムを活用して再発の防止を図る。

さらに、インターネット上のいじめは、刑法上の名誉棄損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象となり得ることや、いじめが重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させるための取組を推進する。

(7) 社会を明るくする運動の推進

地域住民の理解と協力により、犯罪や非行を防止し、罪を犯した人や非行をした少年の更生を支える「社会を明るくする運動」を推進する。

(8) 「道民家庭の日」の普及

子どもたちの基本的な規範意識や生活習慣を学ぶ場として、家庭が果たす役割の重要性を再認識するため、家族が団らんでできる機会を持つ日として提唱されている「道民家庭の日」（毎月第3日曜日）の普及促進を図る。

8 留意事項

(1) 月間の趣旨の定着化

月間の実施を契機として、月間の趣旨が道民に定着していくようにするため、道民全体に向けた意識啓発や民間・地域住民の主体的取組の促進を重視する。

(2) 連絡調整の強化

月間の実施に当たっては、関係機関・団体、地域住民等が一体となって非行防止等のための諸活動を円滑に実施できるよう、関係機関・団体等において、連絡会議の開催、実施計画の策定などにより連絡調整を十分に行うとともに、同期間に実施される他の青少年の非行防止等に関連する月間等との連携に配慮する。